

## 小竹町飼い主のいないねこ不妊去勢手術費補助事業実施要綱

### (目的)

第1条 この告示は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の趣旨に基づき、飼い主のいないねこの不妊去勢手術費の一部を補助することに関して必要な事項を定めることにより、飼い主のいないねこの過剰な繁殖に伴う殺処分を減らすとともに、ねこの糞尿等による近隣被害を防止し、もって町民の動物に対する愛護意識の高揚と快適な生活環境の保持に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいないねこ 飼い主がなく、町内に住みついているねこをいう。
- (2) 不妊手術 卵巣又は卵巣及び子宮の全部を摘出して生殖を不能にする手術をいう。
- (3) 去勢手術 精巣を摘出して生殖を不能にする手術をいう。

### (補助の対象)

第3条 この告示による補助の対象は、おおむね生後6か月以上の飼い主のいないねこに対する不妊手術又は去勢手術（以下「手術」という。）とする。

### (補助の対象者)

第4条 補助を受けることができる者は、町内に住所を有し、町内で飼い主のいないねこに給餌している者であって、町長が指定する動物病院等（以下「指定動物病院」という。）において当該ねこの手術を受けた者とする。

### (補助金)

第5条 手術に要した費用に対する補助の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 不妊手術 1件につき 10,000円
- (2) 去勢手術 1件につき 5,000円

2 前項に規定する補助金（以下「補助金」という。）は、毎年度、予算の範囲内で交付するものとする。

### (交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、ねこ1頭ごとに飼い主のいないねこ不妊去勢手術費補助申請書（様式第1

号)に給餌等の活動状況が分かる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- 2 同一の申請者が複数のねこの手術について申請をする場合は、一の申請に係る手続が全て完結した後でなければ行うことができない。

(交付の決定)

第7条 町長は、前条第1項の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び現地調査等により補助金の交付の可否を決定し、飼い主のいないねこ不妊去勢手術費補助金交付・不交付決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により、速やかに申請者に通知するものとする。

(手術の実施)

第8条 前条の規定による交付決定通知を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、決定通知書に記載された有効期限までに、指定動物病院において決定通知書を提示し、当該交付決定の対象となったねこ(以下「対象ねこ」という。)に手術を受けさせなければならない。

- 2 指定動物病院は、対象ねこに手術を実施することが適当でないとき、補助決定者に対してその理由を説明し、手術を行わないことができる。

- 3 補助決定者は、対象ねこに手術を受けさせたときは、当該ねこが手術済みであることを識別できる措置を指定動物病院において講じなければならない。対象ねこが既に手術済みであることが確認された場合も同様とする。

- 4 前項後段に規定する確認に要した費用は、補助決定者の負担とする。

(交付の請求)

第9条 補助決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、飼い主のいないねこ不妊去勢手術費補助金請求書(申請者用)(様式第3号)に手術を実施した旨の指定動物病院の証明を受け、手術後速やかに町長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、対象ねこの手術を受けた指定動物病院が認めるときは、補助決定者は、当該指定動物病院に飼い主のいないねこ不妊去勢手術費補助金請求・受領委任状(様式第4号。以下「委任状」という。)を提出し、補助金の請求及び受領を委任することができる。

- 3 前項の規定により委任を受けた指定動物病院は、飼い主のいないねこ不妊去勢手術費補助金請求書(指定動物病院用)(様式第5号)に委任状を添付して、町長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付請求があったときは、当該

請求に係る内容を審査の上、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助決定者の遵守事項)

第11条 補助決定者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 手術後の対象ねこを、その飼い主として終生にわたり飼養できる者に引き渡すように努めること。
- (2) 手術後の対象ねこを元の生息場所に戻す場合は、近隣に迷惑が及ばないよう終生にわたり餌、糞尿の適正な管理等に努めること。

(決定の取消し等)

第12条 町長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 対象ねこに手術を実施しなかったとき、又はできなかったとき。
- (3) この告示の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還させるものとする。

(手術等に伴う責任)

第13条 手術により生じた問題については、当該手術を実施した指定動物病院と補助決定者との間で処理するものとする。

2 手術を実施したねこに飼い主がいた場合において、手術等により生じた問題については、当該ねこの飼い主と補助決定者との間で処理するものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

飼い主のいないねこ不妊去勢手術費補助申請書

小竹町長 殿

申請者

住 所

氏 名

印

電話番号

携帯電話

小竹町飼い主のいないねこ不妊去勢手術費補助事業実施要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 手術の種類 不妊手術 ・ 去勢手術

2 手術をするねこ

主な生息地	小竹町		
呼 び 名		性 別	
種 類		毛 色	
推 定 年 齢		個 体 表 示 等	
特 徴			

3 手術予定

(1) 指定動物病院名

(2) 予定日 年 月 日

4 添付資料

(1) 給餌等の活動状況が分かる書類

様式第2号（第7条関係）

小環第 号  
年 月 日

様

小竹町長

飼い主のいないねこ不妊去勢手術費補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました飼い主のいないねこの不妊去勢手術に係る補助金の交付について、小竹町飼い主のいないねこ不妊去勢手術費補助事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定

(1) 手術の種類 不妊手術 ・ 去勢手術

(2) 手術をするねこ

主な生息地	小竹町		
呼 び 名		性 別	
種 類		毛 色	
推 定 年 齢		個 体 表 示 等	
特 徴			

(3) 有効期限 年 月 日

※ 指定動物病院においてこの決定通知書を提示の上、有効期限までにねこの手術を受けてください。有効期限を経過した場合は、補助が受けられなくなります。

2 不交付決定

(理由)

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

飼い主のいないねこ不妊去勢手術費補助金請求書（申請者用）

小竹町長 殿

申請者

住 所

氏 名

印

電話番号

小竹町飼い主のいないねこ不妊去勢手術費補助事業実施要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

金融機関名	
預金種目	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人 (補助対象者)	

3 手術実施証明（指定動物病院記入欄）

次のとおり手術したことを証明します。

決定通知書 番 号	第 号	決定日	年 月 日
手術日	年 月 日	手術の種類	不妊手術・去勢手術
指定動物 病院名			
住 所		電話 番号	
手術をした 獣医師名	印		

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

飼い主のいないねこ不妊去勢手術費補助金請求・受領委任状

小竹町長 殿

住 所  
委任者 氏 名 印  
電話番号

私は、小竹町飼い主のいないねこ不妊去勢手術費補助事業実施要綱第9条第2項の規定により、下記のねこの手術に係る補助金の請求及び受領に関する一切の権限について、下記の指定動物病院に委任します。

記

1 手術の種類 不妊手術 ・ 去勢手術

2 手術日 年 月 日

3 手術をしたねこ

呼 び 名		性 別	
種 類		毛 色	
決定通知書 番 号	第 号	決 定 日	年 月 日

4 受任者（指定動物病院）

住所

指定動物病院名

代表者名

電話番号

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

飼い主のいないねこ不妊去勢手術費補助金請求書（指定動物病院用）

小竹町長 殿

申請者

住 所

指定動物病院名

代表者名

印

電話番号

小竹町飼い主のいないねこ不妊去勢手術費補助事業実施要綱第9条第3項の規定により、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 請求件数 \_\_\_\_\_ 件（うち不妊手術 \_\_\_\_\_ 件、去勢手術 \_\_\_\_\_ 件）

3 振込先

金融機関名	
預金種目	普通 ・ 当座
口座番号	No.
フリガナ	
口座名義人	

※ 飼い主のいないねこ不妊去勢手術費補助金請求・受領委任状を添付のこと。